

平成 23 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名 エイボン・プロダクツ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 羽鳥 成一郎  
( J A S D A Q ・ コード 4915 )  
問合せ先 情報管理本部長 岡 修  
( TEL . 03 - 5353 - 9227 )

**臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の招集、定款の一部変更、  
全部取得条項付普通株式の取得並びに役付取締役の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 22 年 12 月 1 日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成 23 年 2 月中旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。本臨時株主総会と本種類株主総会を「本株主総会」と総称します。）のための基準日（平成 22 年 12 月 31 日）の設定について公表しておりますが、本日開催の取締役会において、下記のとおり、本株主総会の開催日時及び付議議案等を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、各付議議案の詳細等につきましては、下記 2. 以下をご参照ください。

併せて、当社は、同取締役会において、下記 7. のとおり、役付取締役の異動について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会の開催日時及び付議議案等について

- (1) 開催日時： 平成 23 年 2 月 15 日（火曜日）午前 11 時  
(2) 開催場所： 東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号  
東京オペラシティタワー 7 階 第 1 会議室

(3) 付議議案

①臨時株主総会

決議事項

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 第 1 号議案 | 種類株式発行にかかる定款一部変更の件  |
| 第 2 号議案 | 全部取得条項にかかる定款一部変更の件  |
| 第 3 号議案 | 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件 |

②普通株主による種類株主総会

決議事項

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 議 案 | 全部取得条項にかかる定款一部変更の件 |
|-----|--------------------|

2. 種類株式発行にかかる定款一部変更の件（定款一部変更の件 A）

(1) 変更の理由

平成 22 年 12 月 22 日付当社プレスリリース「Devon Holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、Devon Holdings 株式会社（以下「Devon Holdings 社」といいます。）は、

平成22年11月9日から同年12月21日まで当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成22年12月29日（決済開始日）をもって、当社普通株式54,848,256株（当社の第39期第3四半期報告書（平成22年11月10日提出）に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（58,458,605株）から同報告書に記載された同日現在当社が保有する自己株式850株を除いた58,457,755株にかかる議決権の数（58,457個）に対する割合：93.83%）を保有するに至っております。

Devon Holdings社は、プライベート・エクイティ投資会社であるTPG Capitalの運用する投資ビークルが発行済株式総数の100%を所有する株式会社で、当社の株式を取得し、保有することを目的として設立された会社であり、当社を完全子会社化すること（以下「本完全子会社化」といいます。）を企図して本公開買付けを実施いたしました。

当社としても、平成22年11月8日付当社プレスリリース「Devon Holdings株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、当社の直面する長期的な業績悪化や世界的な金融危機等に起因する個人消費の低迷という厳しい事業環境の中、当社の事業を立て直し、中長期的な当社の企業価値の維持及び向上を図るためには、機動的な経営判断の遂行を可能とすべく、本完全子会社化により当社株式を非公開化したうえで、TPG Capitalの経営施策によって事業再構築を目指すことが当社における最良の方策であると判断し、以下の①乃至③の方法により当社がDevon Holdings社の完全子会社となることといたしました（以下総称して「本完全子会社化手続」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別の種類である、下記（2）に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）とします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、全部取得条項（会社法第108条第1項第7号について規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当社は当社を除く各株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式3,609,500分の1株を交付いたします。この際、Devon Holdings社以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得した場合（即ち、本完全子会社化手続を実施した場合）、上記のとおり、Devon Holdings社以外の株主の皆様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式は、会社法第234条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。但し、売却に当たっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません。かかる売却手続に関し、当社は会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をDevon Holdings社に対して売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社がA種種類株式を買取することを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、Devon Holdings社を除く株主の皆様が保有する当社普通株式数に74円（Devon Holdings社が本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を当社を除く各株主の皆様へ交

付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件Aは、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式を発行する旨の定めを新設するものほか、所要の変更を行うものです。なお、下記定款一部変更の件B及び全部取得条項付普通株式の取得の決定の件に記載のとおり、全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

また、これまで当社は、現行定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式についての単元株式数を定めるものであり、定款一部変更の件Aで設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

## （2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、定款一部変更の件Aにかかる定款変更は、定款一部変更の件Aが本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものとします。

（下線を付した部分は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、262,496,926株とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、262,496,926株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は262,496,906株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は20株とする。</p> <p><u>第6条の2（A種種類株式）</u></p> <p><u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者</u></p>

現行定款	変更案
<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>は、A種種類株式1株当たり、普通株式3,609,500株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第8条（単元株式数） 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>第19条の2（種類株主総会） <u>第14条乃至第17条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

### 3. 全部取得条項にかかる定款一部変更の件（定款一部変更の件B）

#### （1）変更の理由

定款一部変更の件Aに記載のとおり、当社は、当社の直面する長期的な業績悪化や世界的な金融危機等に起因する個人消費の低迷という厳しい事業環境の中、当社の事業を立て直し、中長期的な当社の企業価値の維持及び向上を図るためには、機動的な経営判断の遂行を可能とすべく、本完全子会社化により当社株式を非公開化したうえで、TPG Capitalの経営施策によって事業再構築を目指すことが当社における最良の方策であると判断し、本完全子会社化を実施することといたしました。

定款一部変更の件Bは、本完全子会社化手続における上記②として、定款一部変更の件Aによる変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定め及び当社が株主総会の決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を3,609,500分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものです。

定款一部変更の件Bにかかる定款変更については、会社法第111条第2項第1号により、株主総会の決議のほか、種類株主総会の決議も必要となるため、これと同内容の議案を本種類株主総会にも付議することといたします。定款一部変更の件Bにかかる議案が本臨時株主総会で、また、これと同内容の議案が本種類株主総会で、それぞれ原案どおり承認可決され、本完全子会社化手続②の定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式はすべて全部取得条項付普通株式となります。

また、本完全子会社化手続における上記②の後、株主総会の決議によって当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本完全子会社化手続における上記③）、当該取得と引換えに各全部取得条項付普通株式にかかる株主に割り当てられるA種種類株式の数は、Devon Holdings社への割当てを除き、1株未満の端数となる予定です。

#### （2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、定款一部変更の件Aにかかる変更後の定款の一部をさらに追加変更するものです。なお、定款一部変更の件Bにかかる定款変更は、定款一部変更の件A及び全部取得条項付普通株式の取得の決定の件にかかる議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件Bと同内容の変更案の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、定款一部変更の件Bにかかる定款変更は、定款一部変更の件Bによる変更後の当社定款附則第1条に基づき、平成23年3月22日をもってその効力を生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

定款一部変更の件Aによる変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、</u> <u>当社が株主総会の決議によってその全</u> <u>部を取得できるものとする。当社が普</u> <u>通株式の全部を取得する場合には、普</u> <u>通株式の取得と引換えに、普通株式1株に</u> <u>つきA種種類株式を3,609,500分の1株</u> <u>の割合をもって交付する。</u>
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 本定款第6条の3は、平成23年3</u> <u>月22日をもって効力を生じるものとし、同</u> <u>日付をもって本条を削除するものとする。</u>

#### 4. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

##### (1) 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

定款一部変更の件Aに記載のとおり、当社は、当社の直面する長期的な業績悪化や世界的な金融危機等に起因する個人消費の低迷という厳しい事業環境の中、当社の事業を立て直し、中長期的な当社の企業価値の維持及び向上を図ためには、機動的な経営判断の遂行を可能とすべく、本完全子会社化により当社株式を非公開化したうえで、TPG Capitalの経営施策によって事業再構築を目指すことが当社における最良の方策であると判断し、本完全子会社化を実施することといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件は、本完全子会社化手続における上記③として、会社法第171条並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価としては、定款一部変更の件Aにおける変更後の定款により設けられるA種種類株式とし、定款一部変更の件Bによる変更後の当社定款第6条の3に定めるとおり、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は3,609,500分の1株といたします。この結果、Devon Holdings社以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

かかる全部取得条項付普通株式の取得と引換えに株主の皆様へ交付されることになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、株主の皆様が交付を受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで、Devon Holdings社に対して売却すること、又は会社法第234条第2

項及び第4項の規定に基づき当社が買取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、Devon Holdings社以外の株主の皆様が保有する当社普通株式数に74円（Devon Holdings社が本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を当社以外の各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## (2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### ① 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記②において定めます。）において、取得日の前営業日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式にかかる株主（当社を除きます。）の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を3,609,500分の1株の割合をもって交付します。

### ② 取得日

平成23年3月22日といたします。

### ③ その他

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件にかかる全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件Aにかかる定款変更の効力が生じること並びに定款一部変更の件Bにかかる定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

## 5. 上場廃止について

本臨時株主総会において、「種類株式発行にかかる定款一部変更の件」、「全部取得条項にかかる定款一部変更の件」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」にかかる議案が原案どおり承認可決され、また、本種類株主総会において「全部取得条項にかかる定款一部変更の件」にかかる議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年2月15日から同年3月15日まで整理銘柄に指定された後、同月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

## 6. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会にかかる基準日設定公告	平成22年12月16日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会にかかる基準日	平成22年12月31日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成23年1月21日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成23年2月15日（火）
種類株式発行にかかる定款一部変更の効力発生日	平成23年2月15日（火）
当社普通株式のJASDAQ市場における整理銘柄への指定	平成23年2月15日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付にかかる基準日設定公告	平成23年3月3日（木）
当社普通株式のJASDAQ市場における売買最終日	平成23年3月15日（火）
当社普通株式のJASDAQ市場における上場廃止日	平成23年3月16日（水）

全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付にかかる基準日	平成23年3月18日(金)
全部取得条項にかかる定款一部変更の効力発生日	平成23年3月22日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年3月22日(火)

#### 7. 役付取締役の異動について

取締役会長であったテレンス・ムアヘッドが平成23年1月31日付で会長及び取締役を辞任することに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、役付取締役の異動を決議いたしました。

氏名	新役職名	旧役職名	異動日
カルロス・アキーノ	代表取締役会長	代表取締役副会長	平成23年1月31日

以上